


60 明治13年2月23日 菊池長閑

第三号二月廿三日記

本年第一号一月六日附本月十六日達到来札六枚正ニ達毎度珍ら敷頓而張付後之楽ミニ可致と大喜罷在候先以無事迎年互ニ一段大慶不可過之候当年ハ其地商之景氣近年稀なるに因リニウヨル夕に習ひ年始請あり其様子殆と日本と異毎度ながら珍聞なり彼ノサンタルロウス之事如何にも先年も申越たれ共参考すれハ此度之方委敷其趣意明朗せり是も新聞ニ出へし「写真之事猶又噂有之趣打捨置るニあらね共先達も申入たる通下手写真師頼よりハ一向不遣ハ□□存居れ共又再考すれハ可笑貌ハ却而下手にて

不行届之方猥隠すと可成と案ヲ付候間お多代之写真ハ次之便ニ可遣我等分ハ一昨年東京にて写たる物幸持居間此度差送候延引之次第宜申訳頼入候」昨年送たる種物松の実并胡桃之外生たる趣右兩種ハ実を取りたる折直ニ植置けハ必翌年萌出ものなり年を越すと穀弥乾堅まる故か〔其年〕<sup>(抹消)</sup>植たる年或ハ生せず一ヶ年を経て其翌年発生する事あり然し発力弱物ハ朽るもあり当年若生する事なきとも云はれす夕顔ハ存分少サク出来たり氣候応せざるか土地ニ因るか昨年申越たる通手作は尙本之蔓ニ数十下り中ニ二尺余ノ物三四本出来たり一尺五寸位にてハ木瓜と疑ふも尤至極なり夕顔食用ニするにハ生にても干にても用ふ干にハ堅に細く割晴天ニ一日ニ干す若干を兼る物ハ翌日も干す然すれハ生ノ十分一ニも足らぬ程ニ成る未だ全乾ざるに雨天ありて一二日も休め置くとカビ生臭氣も付て用ひかたし依て不定の天氣にハ見合快晴受合と見切る日すへし又横ニ輪ヲ續けたる如くに切りて干事もあり何れも皮を取らずに乾や是則干瓢と云ふて東京にても料理に用ふるもの也是を用ふる法種々あり先其一二を云ハゝぬるみ湯ニ投してうるかすふは／＼と成たる時水を切り酒と醬油或ハ砂糖ヲ加へて煎付味を着け布卷<sup>青色の昆布にて魚肉或ハ雑魚など包物ヲ云</sup>中之中結<sup>昆布のほとけ</sup>結<sup>結さるためなり</sup>にする又  如斯片輪繩手も結すひ香ニ盛合もするか又ハ椀盛之相手にもする其外胡桃胡麻などにてあいてもよし又生にて用ふるにハ薄く小口に切り実の若き処なれハ中ノ線も取らずニ二枚か三枚椀盛ニ用ひ又中ノ線用かたき時ハ抜取りて輪ニしてもよし是ハさつと湯とりての事又皮を去り堅長く切り<sup>其形こんにやくの胡桃あいの如し</sup>頓而煎付て酒菜にもする然しハ是煎付

たるハ我等ハ余り難賞皮を去ルハ煎付ると青之変して妙ナ色ニ成り見分宜からざる故也前ニ云ふ如く輕汁ニ湯とりて用ゆるハ随分淡薄にしてよし然し夕顔のミにてハ成らず譬ハ魚肉又鳥類などへ取合ての事尤是にハ皮を去らず合衆国にてハ貧富ヲ以身分之等級ヲ付置哉等級あらハ商業高ク所有金高ク又第一等は何程第下等ハ何程と大略其定位あるへし且又等級幾段なるや等級あるとも政府之取扱ハ差等あるましく相互之接対取扱ハ段階あるへし議員撰挙之法ハ学業秀才ありて人望ヲ得たる者なるへし其人物ヲ撰挙する法<sup>つて</sup>如何なる仕形手續なるものや日本ハ地租五円以上収る者ニあらされハ撰挙するヲ得す又同拾円以上収る者ニあらされハ被撰人たるを得す如此にてハ譬ハ無学文盲にても又人望之有無ニも不拘拾円以上収る者なれハ如何なる在郷大分にても議員ニ成る法なり去る故に高知県之族ハ不平ヲ鳴し至極尤也尤此議員と云ふハ政府之議官ニあらず県會議員之事なり定而地租金多少ニ因る撰挙法ニあるましく郡長村長<sup>則戸長</sup>之撰挙之法方手続如何なるものや帰朝之折草花之種物少ツト持参ありたし中ニも何分葉の細き芝ノ種<sup>芝くれ</sup>の事<sup>必持参するへし</sup>」

写真ハ廃止たれハ今ハ我ニハ不用なれ共近頃考た事あり幸写真ニ懇意ある由先達申越たる事もあれハ隙あらハ聞書するへし大略別紙ニ記政國藤田エ之伝言申伝たり

武夫殿

長閑

写真手続概略

第一カラス磨ノ下 始メカラスの両面へ硝酸ヲ引き一夜休メ  
或ハ一時ともいふ水にて洗ひ棄氣ヲ去り乾して後アルコホルを滴す紙ヲ  
以能々拭ひ後セムレルもみ革の事を以磨上る也

第二コロシオンノ下

一白トーマス 三分 一ソジウム 一分

右分量ニ調合ス是ヲカラス面三分ノ一程向エ滴す手前身ノ方云

徐々に流し余リヲ瓶コロシオンエ戻し乾加減ヲ見て銀液ニ漫す但

寒中ハカラスを更火ニ懸人肌位之温度ヲ付る然らされハ手より

蒸発気減して薬水村々懸取也

第三銀液ノ下 是ヲ「パット銀」ト云ハットニ入ル故号ス

一銀液容解十四度 但結晶（結晶）消酸銀也

右へ前ノカラスヲ漫す事大概一之ニ之ト半位にして引上る其乾

加減ヲ見て取輪エニ納メ写真ス

第四鉄液ノ下 但冷時暖時ノ分量アルヘシ

一サルマルチス 一アルコール

一サクサン 結晶 一砂糖

一水

右調合一夜置いて翌日用ふる也但何れも分量記さるハ難落着  
事ありて也依而分量ヲ聞き記すへし尤サルマルチスは容解  
したるヲ用ふるなれハ其容解度も聞記すへし已後分量ヲ記  
さるハ難落着ものと見るへし

右写取たる「カラス」を取輪工より出し此液汁ヲ掛くれハ映画

漸々顯れ出る其ほのかに顯れ出るを度にして水を以此液汁を流  
す此度過水ハ映画明朗ならず又早過  
てもならず試ミされハ知りかたす次ニモツシヨリを懸る

第五没食ノ下

一没食 一酒石酸

一水

右用元方忘れたれハ其様子も記かたし次ニ青酸カリヲ用ふる

第六青酸加里ノ下 水ニ容解ス

右液汁ヲ懸くれハ映画明朗ニ見ゆる然して水ヲ以能く洗流す

也是ヲ乾し水気全く散たるを待てフルニス俗ニ止メ  
薬ト云ヲ掛ケ温火

ニあふりて乾す也是にて種板と成る事但フルニス製ハ

一松脂ヤニ 十匁 一上々アルコール 一ホンド

右松ヤニより杉ヤニよしと云ふ試るニ杉ヤニよろしく覚ゆ  
此間ニメツキ鉄と号て第四ノ鉄液の外ニ用ふるあり其訳ハ前法  
のミにてハカラスエ薬の懸り様薄くして紙エ写し時光線通りて  
白く可成処も薄黒く成る故猶鉄液ヲ重て厚くする為メ也メッキ  
と号くるハ西洋にて云ふ事か考ふるニ日本にて銅鉄の類へ金銀  
の色を付るヲ金メッキ銀メッキと云ふ是に習ひて上塗する鉄故  
かく号するならん此液を用ふるは没食ノ次ニ用ひたる様覚たれ  
共是又忘れたり西洋にても用ふるならハ其分量あるへし

是より以下紙エ写手順ヲ記ス

第七銀液へ紙ペーパーヲ漫す事 常ニ紙引銀と云ふ

右ラーヒス容触十三四度にしてヘーパを漫す事十三度エハ四分  
間十四度エハ三分間漫す是を取扱ふ事必夜分也光線の憂なき故  
也

(注記1) 第八右紙を種板ノ表エ当種板ノ背面上ニなるやう焼輪工ニ入れ日光ニ当て焼付る也然して此焼付たるを水にて洗△

第九コールノ事

一 コール 一分 一 炭酸タータ 二分

一 水 五百分

或ハコール容解したるを二十滴サクサンソータ十滴水四ヲ

ンスともいふ

右へ焼付たる紙一枚入竹箸ヲ以て表ヲ上ニ引返し又新ニ焼付たる紙入れ同様ニ引返スト枚も入たる処にて最初ノ一枚順に引上ク別器に水を入置夫エ入れ能く洗ひ其水を捨て又水を捨て又水を仕替六七度なり但此薬汁ニ漫して映画黒色ニ成るヲ度として引上る也次ニ硫酸ソータに入る△

第十硫酸ソータノコ

一 硫酸ソーダ 四匁 一 水 十二ヲンス

容解度夏ハ四度トス冬ハ水ヲ減シテ七度トス

此薬水に入る△と一度色赤メに変す後又元の黒色ニ成る此薬水に漫す置事大凡一時計にして其間上を下たにかへす△三四度もする也然して水にて洗薬氣ヲ脱く也此洗方粗末にてハ映画も又甚見悪す是を乾して台紙に張着る也

以上ハ先ツ覚居ま△其大概ヲ記す二三篇も手ニ懸試されハ訳らす又氣も付す写真師ニ付て暗室に入りて見聞すらハ自分解す処もあるへし

東京の高名の手際も肉眼にて見ると高底あるといふまでにて其元より送越たる如きハ一ツもなし是ハ専ら器械と薬品の善悪ニ

あるとならハ止を得す又薬品の調合と手際にもあるならハ聞置度ももの也追て帰朝ニ於も近寄るニ付何か心も急敷可有之差繰りても穿鑿せよといふニあらず違ありて見聞するに能ハと申事なり尤帰朝のせつ持参してよろし

又景□を写すに中ノ玉を抜二枚玉して写すときけり西洋にてもしかするもの也

(注記1)

「△ひ水に白色の生する内幾度も水を替て洗ふへし此白色ハ紙より銀液脱する為メなり此銀脱尽されハ光線を受け映画判然せず尤初一篇ハ淨溜水にて洗ひ次ハ常の水にてあらふなり然してコールニひたす」

(注記2)

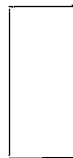
「一コールは○如此カラスノ中ニ入ある也一箇ノコール一分と覚たり是ヲ容解スルニ水ノ分量忘れたり」

(封筒表)

「米國ホストン府

菊池武夫殿

(消印2)



(武夫注記) (消印3)

(消印1) (消印4)

(封筒裏)

「日本岩手県陸中国盛岡

外加賀野八十六番

菊池長閑

(消印5) 写真一枚在中」

(宛先封筒)

「Mr. T. Kikuchi  
c/o Gilbert Sitwood Esq.  
14 Merchants Exchange  
Boston, Mass. U. S. A.」

(封筒一)

「親中・親中・11・11」 郵便」

(封筒二)

「TOKEI JAPAN 2 MAR.」

(封筒三)

「YOKOHAMA MAR 9 1880」

(封筒四)

「REC'D. IN BOSTON MASS. APR 2 10 A. M.」

(封筒五)

「SANFRANCISCO CAL. P. D. ALL MAR 26.」